

議事日程(第1号)

平成24年9月5日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第47号 平成23年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第48号 平成23年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第49号 平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第50号 平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第51号 平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第52号 平成23年度須恵町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第53号 須恵町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第54号 須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第55号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第56号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第57号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第58号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第59号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第60号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第61号 平成24年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 報告第 3号 平成23年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第21 報告第 4号 平成23年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第22 意見書 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について

- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 47号 平成 23 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 48号 平成 23 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 49号 平成 23 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 50号 平成 23 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 51号 平成 23 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 52号 平成 23 年度須恵町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 53号 須恵町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 54号 須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 55号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 56号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 15 議案第 57号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 16 議案第 58号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 17 議案第 59号 平成 24 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 60号 平成 24 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 61号 平成 24 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 報告第 3号 平成 23 年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第 21 報告第 4号 平成 23 年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第 22 意見書 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について

---

出席議員（13名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 田ノ上 真    | 2 番 百 田 輝 子  |
| 3 番 松 山 力 弥  | 5 番 田 原 重 美  |
| 6 番 荒 木 敏 光  | 7 番 吉 本 實    |
| 8 番 合 屋 伸 好  | 9 番 今 村 桂 子  |
| 10 番 三 上 政 義 | 11 番 柴 田 真 人 |
| 12 番 長 澤 誠 司 | 13 番 藤 石 豊   |
| 15 番 三 角 良 人 |              |

---

欠席議員（1名）

14番 原野敏彦

---

事務局出席職員職氏名

局長 合屋栄一 係長 百田儀幸

---

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・・・中嶋裕史	副町長・・・・・・・・・・稲永張美
教育長・・・・・・・・・・平松秀一	理事（出納課）・・・・・・・・印藤勝人
理事（教育次長）・・・・安河内亮三	理事（住民課）・・・・・・・・安部健一
理事（税務課）・・・・・・・・百田順二	理事（上下水道課）・・今泉智明
理事（建設産業課）・・安川敏幸	総務課長・・・・・・・・・・今泉俊裕
まちづくり課長・・・・・・・・吉松良徳	住民課長・・・・・・・・・・合屋勝秀
税務課長・・・・・・・・・・櫻木幹夫	健康福祉課長・・・・・・・・畑江達也
建設産業課長・・・・・・・・安河内久人	子ども教育課長・・・・・・・・稲永修司
社会教育課長・・・・・・・・川津政文	総務課参事・・・・・・・・満行誠
監査委員・・・・・・・・・・百田清二	

午前10時00分開会

議長（三角 良人） おはようございます。6月議会では水の心配をしておりましたが、9月に入り早場米の刈り取りが始まりました。しかしまだ残暑厳しき折、議員各位健康に留意され、議員活動に支障がないようよろしくお願いいたします。

開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出がっており、許可したいと思しますのでよろしくお願いいたします。

ただいまから、平成24年第3回須恵町議会定例会を開会します。

ここで、原野敏彦議員より今定例会中の欠席の届け出が、出ておりますので御報告します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に、運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

8月30日午前10時より議会運営委員会を開催し、平成24年第3回定例会の運営について協議をいたしました。

今回提出された議案は15議案でございます、報告が2件、町長諸報告及び閉会中の組合議会報告が3件、意見書が1件となっております。

会期は、本日9月5日より9月14日までの10日間といたしております。

なお、議案第47号から議案第52号までは決算認定審査関連議案であり、一括提案し、決算審査特別委員会に付託し、議案第59号については予算審査特別委員会に、付託することといたしております。また、意見書については各委員会に付託するようにはいたしております。

一般質問は、9月11日午前9時より行います、一般質問終了後、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

9月12日の現場視察は9時半から行いますので、お間違えのないようよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

#### 日程第1．会期の決定について

議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回定例会の会期を本日から9月14日までの10日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を本日から9月14日までの10日間と決定しました。

---

## 日程第2．会議録署名議員の指名について

議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、9番議員、10番議員を指名します。

---

## 日程第3．町長諸報告

議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） おはようございます。9月の定例議会を招集いたしましたところ、残暑厳しい中、また御多用の中に御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

平成23年度一般会計決算について

まず、平成23年度の一般会計の決算についてでございます。平成23年度の一般会計決算につきましては、歳入総額79億3,040万3,029円に對しまして、歳出総額は77億2,297万2,520円でございます。21年度から3年連続いたしました、70億円台の決算規模となっております、平成22年度決算額に比べまして、歳入は1.6%、歳出は1.2%の増額となっております。

歳入につきましては、国家予算の約2割を占めます地方交付税が22億738万円、率にいたしますと8.3%の増額でございます、これは三位一体改革後ずっと大幅な増額をいたしております。昨年度に続きます大幅な増額となっております。

町税につきましては、25億3,745万1,878円で、1.6%の増額であります。20年度以来の増額となりました、町税全体の現年課税分の徴収率が98.3%から98.5%へ向上いたしておりますので、町民税の調定額は依然として下がり続けている中でありますけれども、全体といたしましては、およそ4,000万円の増収となっております。

また、財政構造の弾力性を示す経済収支比率につきましては、85.7%から84.9%、率にいたしまして0.8ポイント改善されております。

次に、歳出でございますが、人件費であります職員給与につきましては、以前から職員数の抑制及び給与の見直しに取り組んでおりますが、22年度に比べまして2%の減額となっております、これは7名の職員の退職、あるいは人事院が勧告いたしました給料引き下げの実施によるものでございます。

また、普通建設事業につきましては、新たに第二幼稚園の用地補償及び造成工事などを実施した結果、20.7%の増額となっております、これはお約束いたしました積極的な財政運営に努めていくということでございます、その結果ということであろうと思っております。

23年度の特別会計への繰出金につきましては、11億円を超えておりました、22年度に続き10億円を超えるものとなっております、主なものといたしましては、国保、後期高齢者医療特別会計でおよそ6億円、公共下水道事業特別会計が2億6,800万円でございます。

基金につきましては、財政調整基金は4,500万円取り崩しましたが、最終的には1億9,825万9,000円積み増すことができました、その結果財政調整基金、減債基金を合わせましたところの基金残高は、24億9,179万4,000円とすることができました、これも議員皆様の御理解と町民皆様の御協力をいただいた結果だと考えております、ありがとうございます。

なお、23年度も寄附金として、宝満堂様、喜楽鋳業様、株式会社ピーエムティー様、あるいは個人の方々から多額の御寄附をいただきました、学校図書の購入などに使わせていただきましたことを御報告させていただきます。また、宝満堂さんからは、24年度、毎月200万円の寄附、合計2,400万円を御寄附いただいておりますが、8月末で1,000万円をいただいております、この額につきましては半額程度ポケットパーク事業に使うということで、宝満堂さんとのお約束も取り交わしているところでございます。

最後になりますが本議会におきまして、健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を報告議案として上程いたしておりますので、よろしく願いをいたします、なお両比率とも比率につきましては、昨年度に引き続き正常な範囲内であることを申し添えておきます。

#### 水道事業決算について

次に、水道事業の決算でございます。平成23年度水道事業決算についてでございますが、平成23年度は降雨も平年並みの量に恵まれまして、水の安定的な供給もできたと思われま

す。平成23年度収支は、水道事業収益が消費税抜きで5億6,692万9,589円に対しまして、同経費は5億3,749万440円で、差し引き1,943万9,149円の黒字となりました。

収入面では、昨年度に料金改定をさせていただいておりますので、約1,800万円の増収となりましたが、長引く経済活動の停滞、節水意識の浸透など、水事情の変化が進む現状にあって、水道料金の伸び悩みが生じております。

また、費用面については削減に努めてまいりました、当年度未処理欠損金は1億3,433万9,697円となりました、今まで以上に経常収支の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と良質な水を安定的に、供給できるよう努めてまいりたいと考えております。

#### 乳幼児医療費助成について

次に、乳幼児医療費の助成について御報告を申し上げます、須恵町の乳幼児医療費の助成制度は、平成20年10月から福岡県制度の所得制限を撤廃の上、施行してまいりましたが、対象年齢につきましては県制度に合わせまして、入院、入院外とも未就学児までといたしておりました。

全国的に子育て支援策を求める声の中に、子供たちの医療費の無料化において、助成制度の充実が求められているところでございます。

古賀市が、平成24年4月より入院の対象年齢を拡大実施しており、また新宮町は、25年1月から給付内容を拡大すると決定いたしております、これを受けまして糟屋郡内の中南部6町で協議検討を重ねた結果、糟屋医療圏のサービス水準の平準化のために統一した形で協議がまとまりましたので、子育てに係る経済的負担を少しでも軽減するため、平成25年4月1日より入院の対象年齢を6歳引き上げまして、小学校6年生まで拡大する計画であります。

本定例会におきまして、関係条例を提出いたしておりますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

#### 県道筑紫野古賀線改良事業について

最後に、県道筑紫野古賀線の改良事業について報告させていただきます、県道筑紫野古賀線改良事業については、ことし6月の定例議会の一般質問におきまして、藤石議員のほうから、どこまでできるの町のインフラ整備と題して、町の発展や開発に伴うインフラ整備の取り組みについて御質問された中で、県道筑紫野古賀線の整備促進に関する内容が含まれておりました、これに対し宇美町境の新原工業団地入口から、須恵中央駅交差点までの1.7キロを整備する計画があるとお伝えし、県、国とも情報収集しながら、早期着工に向けて努力していくというふうに答弁いたしておりました。

その結果、議会終了後の7月初旬に福岡県土整備事務所より、前述いたしました須恵町内未改良区間を含めた1.7キロが、須恵工区として事業認可が決定し、これにより詳細な設計を行うための現地測量を実施する旨の連絡がありました、この現地測量につきましては、本年9月より11月下旬までの調査期間として実施されまして、この成果に基づき、全幅、いわゆる道幅が25メートル、車道4車線化の詳細設計に移行いたしまして、平成25年度中の地元説明会が予定されているところでございます。

現在の福岡県土整備事務所管内における整備実施区間は、宇美工区、須恵・粕屋工区、いわゆる大間池を通るバイパス区間でございます、それから新宮・古賀工区がありますが、新たに本町の須恵工区が事業認可決定されたことによりまして、慢性的な交通渋滞の解消や交通災害減少等、地域住民の生活環境の改善に大きく寄与し、また現在建設中の県道志免須恵線との交通ネットワークの確立により、地域開発に多大の効果をもたらすものと期待をいたしております。

このようなことから、町といたしましても議会、関係行政区長及び地元代表者からなる県道筑紫野古賀線促進期成会を再編し、福岡県との連携をさらに強め、早期完成に向け全力で取り組んでいきたいと考えております。

以上、報告させていただきます。

議長（三角 良人） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

#### 日程第4．議会報告

議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。13番、藤石豊議員。

議員（13番 藤石 豊） おはようございます。須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告をいたします。

去る8月21日、平成24年度第2回須恵町外二ヶ町清掃施設組合定例会が開催されました。議事の日程等につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。

まず最初に、組合長の諸報告についてでございますが、し尿処理施設及びクリーンパークわかすぎのRDFリサイクル施設につきましては、順調に稼働しているということであります。

また、大牟田リサイクル発電株式会社につきましては、6月29日、株主総会が行われ、当期純利益は前年比1億7,598万1,000円の減、9,371万5,000円となっており、決算ベースでは単年度黒字を維持した形になっているものの、平成24年度からRDF処理委託料の値上げ等、RDF搬入量確保の厳しさや、今後の新たな費用の発生が見込まれるなど、依然として厳しい状況にあることには変わりないということございました。

また、クリーンパークわかすぎの30年度以降の件につきましては、両副組合長、組合議会議員ともに、慎重に協議を重ねなければならないが、大きな方針としてはクリーンパークの施設は、まだ十分にその機能を発揮することができる状況にあることから、平成30年4月以降、とりあえず10年間運用を延長することを基本的な考えとし、現在の搬入先であります大牟田リサイクル発電から、別の選択肢もあわせて検討しながら、低コストの運用を探ることが望ましいと考えているという報告がなされました。

次に、議案についてでございます。議案第3号は、平成23年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定でございます。

決算総額につきましては、歳入総額25億19万3,928円、歳出総額24億3,665万8,308円で、歳入歳出差し引き残額は6,353万5,620円となっております。須恵町の負担金といたしましては4億7,926万4,000円で、3町の分担金総額の29.7%となっております。

また、決算の認定に関しましては、会計監査報告が代表監査委員より行われ、決算計数の正確

性、経理事務の処理、また予算の執行状況について、適正かつ効率的な決算であることの報告がございました。全員賛成で可決しております。

議案第4号は、平成24年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）についてです。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ290万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億7,262万3,000円とするものです、主なものですが、歳入につきましては、前年度繰越金の増額、須恵町、粕屋町、篠栗町分担金と、宇美町、志免町の受託事業収入の減額で、歳入につきましては、RDF施設とリサイクル施設間のごみ処理内容の変更によるごみ処理施設運用管理費の減額と、リサイクルプラザ運営管理費の増額でございます。全員賛成で可決しております。

以上が、議会の報告ではありますが、なお議案書及び補正予算書、平成23年度決算書につきましては、議員控室に置いておりますので御参照ください。なお、お手元に糟屋5町ごみ処理に関する覚書及びその解説を配付しておりますので、御一読をお願いいたします。終わります。

議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。5番、田原重美議員。

議員（5番 田原 重美） おはようございます。粕屋南部消防組合議会定例会が開催されましたので御報告いたします。

去る8月27日、平成24年度第3回定例会が開催されました。議事日程につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。

議案第11号、粕屋南部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、下の提案理由のほうを読みます、電気自動車の普及に伴い、設置が進められている電気自動車の急速充電設備について、対象火気使用設備等の対象として追加するとともに、急速充電設備の複種性を踏まえて、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する事項を新たに定めるものです。

その中で、第11条の2に急速充電設備のことに關して、急速充電設備、電気を設備内部で変圧して電気を動力源とする自動車等、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車または同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ、に充電する設備。全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除くということです。

これは施行日が、この条例は平成24年12月1日から施行するということで、全員賛成で可決しております。

議案第12号、平成23年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書のところで、歳入総額は17億5,565万2,135円、歳出総額が17億3,812万6,428円、歳入歳出差し引き額は1,752万5,707円、実質収支額も同額で

1,752万5,707円になっております。

あと基金としまして、消防施設整備基金があります、前年度までが1,277万6,000円ありまして、今期9,000円をプラスしまして、1,278万5,000円を6町で分担金に見合う額を戻すということになっております、基金をゼロにするということになっております。全員賛成で可決しております。

議案第13号、平成23年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書のほうで、歳入総額は5,338万2,861円、歳出総額は3,686万7,569円、歳入歳出差し引き額は1,651万5,292円、実質収支額も1,651万5,292円になっております。

基金につきまして、診療所の運営基金といたしまして、前年度末に4,791万円ございました、今期400万円を追加しまして、5,191万円となり、これは診療所の設備の改修費などに使用したいということで基金として残しておくということでございます。全員賛成で可決しております。

報告第1号で、専決処分の報告につきまして、平成24年5月15日午前9時15分ごろ、中部消防署第2分隊化学車が、分隊庁舎出向中、粕屋町において左折進行中、車両右側後部がオーバーハング状態となり、道路右側民家のブロック塀に車両後部を接触させ損傷を与えたもの、被害の程度はブロック塀の損傷です、損害賠償といたしまして、修理代3万1,500円を支払うことで示談しました、なお損害賠償額については、全額損害賠償保険により支払われるということです。全員賛成で可決しております。

なお、議案書及び資料は、議員控室に置いておりますので御参照ください。

以上、報告を終わります。

議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。10番、三上政義議員。

議員（10番 三上 政義） 平成24年8月31日に行われました、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会定例会の御報告を申し上げます。日程等は、お手元に配付してあるとおりでございます。

議案第3号、専決処分の承認を求めるものについてでございます。糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計予算の補正（第1号）でございます、ツムリ谷作業道の建設工事に関連する濁水の下流河川水域保全を図るため、必要な緊急工事として224万5,000円を追加補正し、当初予算75万円と合わせ、299万5,000円の工事を施工いたしました。

工種、のり面保護工178万8,000円と、かご粹浄化120万7,000円でございます。効果のほどはとの質問に対し、張り芝の活着は悪いが、時間とともに安定してくると考える、ま

たかご粹浄化については100%効果なしとは考えないが、ストレートの部分はなくなったとの  
答えでございました。地元須恵町には大変御迷惑をおかけしていますが、今後12月議会まで  
には須恵町と協議し、組合議会で結論を出すと回答されました。全員賛成で承認いたしました。

続きまして、議案第4号、平成24年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算  
(第2号)でございます。

平成24年度一般会計予算の補正(第2号)を行うもので、歳入歳出予算の総額5,066万  
3,000円に、歳入歳出それぞれ1,491万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出  
それぞれ6,558万2,000円とするものでございます。庁舎の改装費等工事費、林道建設費、  
予備費が主な理由となっております。全員賛成で可決いたしました。

次に、議案第5号、平成23年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認  
定についてでございます。

歳入歳出決算の総額は、7,784万5,493円、歳出7,418万1,446円、差し引き  
366万4,047円となり、翌年度に繰り越すこととしております。全員賛成で認定いたしま  
した。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

議長(三角 良人) その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配布しておりますの  
で、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なし  
と認めます。

---

日程第5．議案第47号

日程第6．議案第48号

日程第7．議案第49号

日程第8．議案第50号

日程第9．議案第51号

日程第10．議案第52号

議長(三角 良人) これより議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案  
第47号から議案第52号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5、議案第47号、平成23年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第

6、議案第48号、平成23年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第49号、平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第50号、平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第51号、平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第52号、平成23年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。印藤出納課理事。

理事（出納課）（印藤 勝人） それでは、議案第47号から議案第51号までの平成23年度須恵町一般会計及び各特別会計の決算の認定について、一括して御報告申し上げます。なお、先ほどの町長報告と重複する部分が一部ございますけど、よろしく願いをいたします。

また、監査委員によります決算審査につきましては、7月25日から8月20日まで実施されまして、意見書を提出していただいております、決算の概要、主な財政指標等など、意見書を御参照いただければと思っております。

それではまず初めに、議案第47号一般会計歳入歳出決算の認定についてであります、別冊の決算書10ページをお願いいたします、実質収支に関する調書ですが、歳入総額79億3,040万3,029円に対しまして、歳出総額77億2,297万2,520円で、歳入歳出差し引き額、形式収支としましては2億743万509円です。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許繰り越し額9万6,000円を差し引いた実質収支額は2億733万4,509円となります。また、この実質収支額から前年度実質収支額を控除した単年度収支額は3,749万5,878円の黒字で、これに財政調整基金の積み立て額2億4,325万9,000円、公債費の繰り上げ償還額66万9,706円を加え、そして財政調整基金の取り崩し額4,500万円を控除した実質単年度収支は、2億3,642万4,584円の黒字となっております。

2ページ、3ページの歳入の主な構成比ですが、1款町税32.0%、6款地方消費税交付金2.8%、9款地方交付税27.8%、11款分担金及び負担金1.7%、12款使用料及び手数料1.7%、4ページ、5ページに移りまして、13款国庫支出金8.9%、14款県支出金6.6%、15款財産収入3.6%、17款繰入金0.6%、18款繰越金2.2%、19款諸収入3.5%、20款町債6.9%で、歳入合計額の予算に対する収入率は98.2%、調定に対する収入率は97.9%となっております。

次に、歳出の主な構成比ですが、6ページ、7ページの1款議会費1.7%、2款総務費14.0%、3款民生費38.1%、4款衛生費12.4%、6款農林水産業費2.3%、8款土木費7.6%、8ページ、9ページで、9款消防費3.6%、10款教育費9.3%、12公債費

10.9%で、歳出合計額の予算に対する執行率は95.6%となっています。

次に、議案第48号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、176ページをお願いいたします、実質収支に関する調書ですが、歳入総額29億4,352万3,676円に対しまして、歳出総額29億4,023万2,186円で、歳入歳出差し引き額は329万1,490円となっており、実質収支額も同額です。これを単年度収支で見ますと222万4,407円の赤字となり、23年度は法定繰入金以外の一般会計からの繰入金が1億4,795万5,000円ありますので、実質的な単年度収支は1億5,017万9,407円の赤字となります、歳入合計額の予算に対する収入率は99.5%、調定に対する収入率は91.4%、歳出合計額の予算に対する執行率は99.4%となっております。

次に、議案第49号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、210ページをお願いいたします、実質収支に関する調書ですが、歳入総額2億3,015万9,635円に対しまして、歳出総額2億2,099万7,224円で、歳入歳出差し引き額は916万2,411円、実質収支額も同額です、歳入合計額の予算に対する収入率は100%、調定に対する収入率は98.5%、歳出合計額の予算に対する執行率は96.0%となっております。

次に、議案第50号、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、228ページをお願いいたします、歳入総額9億2,195万8,788円に対しまして、歳出総額9億1,555万7,913円で、歳入歳出差し引き額は640万875円、繰越明許繰り越し額が90万円ありますので、実質収支額は550万875円となります、歳入合計額の予算に対する収入率は100%、調定に対する収入率は97.5%、歳出合計額の予算に対する執行率は99.3%となっています。

最後に、議案第51号、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、250ページをお願いいたします、実質収支に関する調書ですが、歳入総額9,416万6,063円に対しまして、歳出総額9,105万4,899円で、歳入歳出差し引き額は311万1,164円、実質収支額も同額です。歳入合計額の予算に対する収入率は99.8%、調定に対する収入率は98.8%、歳出合計額の予算に対する執行率は96.5%となっています。

以上、よろしく御審議方をお願いいたします。

議長（三角 良人） 次に、今泉上下水道課理事。

理事（上下水道課）（今泉 智明） 議案書6ページの議案第52号、平成23年度須恵町水道事業会計決算の認定についてでございます。別冊の平成23年度水道事業会計計算書で御説明させていただきます。

1ページ、2ページをお開きください、平成23年度須恵町水道事業決算の報告書、なお、以下消費税込の決算額を述べさせていただきます、収益的収入及び支出のうち収入は、第1款水道

事業収益決算額 5 億 8,470 万 5,861 円、前年比 3.1% の増です、主なものといたしましては、給水収益の増でございます、支出では、第 1 款水道事業費用、決算額 5 億 4,916 万 3,253 円で、前年比 1.6% の減です、予算額に比べ 1,477 万 6,747 円の不用額が出ておりますが、主なものといたしましては、配水及び給水修繕費等の執行残となっております。

3 ページ、4 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち収入は、第 1 款資本的収入、決算額 5,845 万 6,700 円です、前年比 48.1% の減です、これは石綿管改良工事に伴います企業債及び国庫補助金の減収です、支出のほうでは、第 1 款資本的支出、決算額 2 億 1,355 万 2,165 円で、前年比 15.1% の減です、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億 5,509 万 5,465 円は、損益勘定留保資金で補填いたしました。

審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 47 号から議案第 52 号については、議長を除く 13 人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 47 号から議案第 52 号は、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので報告します。

委員長は、今村桂子議員、副委員長は、合屋伸好議員であります。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を 11 時といたします。休憩に入ります。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第 11、議案第 53 号

議長（三角 良人） 日程第 11、議案第 53 号須恵町表彰条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書の7ページをお開きください。

議案第53号須恵町表彰条例の一部を改正する条例でございます。

須恵町表彰条例の一部を次のように改正する。

この改正は、功労表彰の自治功労者の表彰、推戴において対象となる行政の各種委員会の役職名を定めた別表1の役職名を改めるものでございます。

次の8ページの新旧対照表により説明いたします。

右側の改正前の別表1、アンダーラインを引いてありますが、行政相談員を正式な名称である行政相談委員に改める。

次に、スポーツ基本法の施行により、体育指導委員がスポーツ推進委員に名称が改められたことから、体育指導委員会会長の次に、スポーツ推進委員会会長を追加するものでありまして、特段表彰基準等を変更するものではありません。

7ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。御審議をよろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第53号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号須恵町表彰条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第12・議案第54号

議長（三角 良人） 日程第12、議案第54号須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） 議案書9ページをお開きお願いします。

議案第54号須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

提案理由といたしまして、子育て支援の一環として、子育てにかかる経済的負担を少しでも軽減するため、乳幼児医療費制度の対象を入院に限り、現在の未就学児から小学校6年生までに拡大するものでございます。

新旧対照表により御説明します。12ページをお願いいたします。

今回の改正におきましては、小学校1年生から6年生までが新たに制度の対象となります。これに伴い題名を「須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例」から「須恵町乳幼児子ども医療費の

支給に関する条例」に改めるものでございます。

第2条につきましては、今回新たに制度の対象となる小学校1年生から小学校6年生までの児童を「子ども」と定義し、2号に、「子ども」須恵町の区域内に住所を有し、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを言う、ただし乳幼児を除く、と追加しています。

次に、13ページから14ページにかけての第4条第1項は、医療費のうち、健康保険の2割または3割の一部負担金について助成を行う旨の規定がなされております、14ページの上から3行目のただし書きにより、「当該医療費のうち医療機関ごとに、次に掲げる額については支給しない」と、助成対象外について改めております、その内容は乳幼児については変更はありませんが、今回新たに制度の対象となる「子ども」についての入院の場合に関して、1日500円、1カ月最大5,000円の自己負担が発生いたします、これ以外の一部負担金3割分について新たに助成を行うものでございます。

本改正案につきましては、対象年齢の拡大に伴う改正のほか、現行条例の内容を精査・検討の上、文言の修正等軽微な改正をあわせて行っております。

10ページに戻っていただきまして、付表の1項としまして、この条例は平成25年4月1日から施行し、同日以降に受ける医療にかかる乳幼児子ども医療費から適用する、ただし次項の規定は公布の日から施行するものです、2項としまして町長は、全項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の須恵町乳幼児子ども医療費の支給に関する条例第5条の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して乳幼児・子ども医療証を交付することができるものとするものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第54号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第13・議案第55号

議長（三角 良人） 日程第13、議案第55号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） 議案書17ページをお開きください。

議案第55号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

提案理由といたしまして、須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正に伴い、本条例におきまして、須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例を引用していますので、今回改正するものでございます。

新旧対照表により御説明します。18ページをお願いいたします。

第3条2項第3号中、「須恵町乳幼児医療費」を「須恵町乳幼児子ども医療費」に改めるものでございます。

17ページに戻っていただきまして、付表としまして、この条例は平成25年4月1日から施行し、同日以降における医療にかかる重度障害者医療費から適用するものでございます。

以上、御審議方お願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第55号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第14・議案第56号

議長（三角 良人） 日程第14、議案第56号須恵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 議案第56号須恵町教育委員会委員の任命についてでございますが、須恵町の教育委員会に下記のことを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4号第1項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字植木403番地、氏名、今泉靖親、生年月日、昭和21年8月21日生まれ、66歳でございます、任期は平成24年10月1日から平成28年9月30日まででございますが、提案理由といたしましては、現在教育委員長であります大場仁氏が、24年9月30日をもって任期満了となるためでございます。

経歴につきましては、次ページ20ページに載せておりますが、本町の中学校の校長等を歴任されておりますし、退任後も民生委員、児童委員、あるいは行政相談委員としても活躍されておりますし、最適任ではなからうかということで提案するものでございます。よろしく同意方お願い申し上げます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第56号を各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号須恵町教育委員会委員の任命についてを各委員会に付託します。

---

日程第15．議案第57号

議長（三角 良人） 日程第15、議案第57号須恵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 議案第57号須恵町教育委員の任命についてでございます。

同じく教育委員会の委員として下記のことを任命したいので、地方教育行政法の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

住所、大字上須恵478番地、氏名、平松秀一、生年月日、昭和29年12月5日、57歳でございます、任期が平成24年10月1日から平成28年9月30日まででございます。

提案理由といたしまして、現教育長であります平松秀一氏の任期1期の任期満了となるものでございますが、いわゆる4年間の実績、これにつきましては、内外からも広く評価されておるところでありますし、その経験を生かして2期目に挑戦していただきたいということから提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第57号を各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号須恵町教育委員会委員の任命についてを各委員会に付託します。

---

日程第16．議案第58号

議長（三角 良人） 日程第16、議案第58号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 23ページでございます、議案第58号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、固定資産評価審査委員会委員に下記のことを選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、大字佐谷1655番地、氏名、貝原雅俊、生年月日、昭和26年1月4日生まれ、

61歳でございます、任期は24年10月1日から平成27年9月30日までの3カ年であり  
ます。

提案理由といたしましては、現在評価審査委員として田原修三氏が2期6年の任期満了となる  
わけございまして、後任として貝原氏を推選するものでございます、貝原氏につきましては、  
元議員でありますし町の監査委員も経験されておりました、適任であるということからお願いす  
るものでございます。

ちなみに、各校区、第一小校区、第二小校区、第三小校区として、校区から1名と、それから  
任期を2期と定めており、今回田原修三氏の後に貝原雅俊氏を推選するものでございます。よろ  
しくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。  
よって、議案第58号を各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号須恵町固定資産評価審査委  
員会委員の選任についてを各委員会に付託します。

---

#### 日程第17・議案第59号

議長（三角 良人） 日程第17、議案第59号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第  
2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書は25ページをお開きください。

議案第59号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第2号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度須恵町一般会計補正予算（第2号）  
を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、別冊の歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページでございますが、平成24年度須恵町の一般会計補正予算（第2号）は、  
次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出  
それぞれ1億7,810万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ77億6,653万  
4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予  
算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する  
行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでござい  
ます。

次の2ページ、第1表歳入でございますが、主なものを申し上げます。

8款地方特例交付金につきましては、算定額の決定により430万7,000円の追加計上でございます。

9款地方交付税は、今回の補正で不足する額の財源措置として、4,749万9,000円を追加するものでございます。

14款県支出金は、緊急雇用創出事業補助金など、合わせて495万2,000円。

15款財産収入は、不動産の売り払い収入を1,757万円計上いたしております。

18款繰越金9,471万円、これは前年度からの繰越金の留保額の全額を今回計上いたしております。

次に、3ページをお願いします。歳出でございます。

2款総務費におきましては、不動産売り払い収入の基金への積み立てなどで、合わせて3,251万6,000円の追加。

3款民生費は、1項社会福祉費において、国民健康保険特別会計への繰出金など576万5,000円、第2項児童福祉費では、学童保育所の設計費など481万5,000円、合わせて1,058万円の追加補正でございます。

6款農林水産業費におきましては、堆肥センターの整備に関する経費並びに農業基盤整備事業費に等合わせて5,330万円の増。

8款土木費においては、道路改良工事費として、4,185万6,000円の追加計上でございます。

9款消防費につきましては、来たる9月9日開催の福岡県消防操法大会への出場のための経費及び防災行政無線の子局の増設工事費等、合わせまして764万1,000円の追加でございます。

10款教育費においては、須恵中学校テニスコート改修工事費など、合わせて3,221万6,000円の増額補正でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございますが、債務を負担する行為をすることができる事項といたしまして、庁舎空調設備等改修工事、期間、平成24年度から平成25年度まで2カ年間、限度額、1億3,500万円、第1学童保育所建築設計管理業務委託、平成24年度から25年度まで2年間、650万円。粕屋南部消防組合負担金、平成23年度の組合の借入債の償還分として、平成24年度から28年度まで、合わせて1,748万7,000円の債務負担行為の設定を行うものです。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第59号については、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。

委員長に、今村桂子議員、副委員長に、合屋伸好議員であります。

---

### 日程第18．議案第60号

議長（三角 良人） 日程第18．議案第60号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） 議案書26ページをお願いいたします。

議案第60号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の歳入補正予算書19ページをお願いいたします。

平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

今回の補正は、第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ513万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ29億9,822万円とするものでございます。第2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額及び補正額の補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

20ページをお願いいたします。

歳入で、1款繰入金の1項他会計繰入金につきましては、歳出の9款1項13目の国庫支出金等還付金において、追加補正をしておりますので、その財源を一般会計から繰り入れるものでございます。補正額としましては、177万9,000円でございます。

2款繰越金1項繰越金は、前年度の繰越金が確定しておりますので、今回329万円の計上をしております。

10款諸収入3項雑入の6万7,000円につきましては、老人保健拠出金の22年度の実績によります還付金確定通知によりまして計上を行っております。

歳出21ページをお願いいたします。

9 款諸支出金 1 項償還金及び還付金の 5 1 3 万 6 , 0 0 0 円の追加につきましては、2 3 年度の実績によります退職者医療療養給付費に還付金が出ております、その補正を行っております。

以上、御審議方お願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 6 0 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 6 0 号平成 2 4 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第 1 9 . 議案第 6 1 号

議長（三角 良人） 日程第 1 9、議案第 6 1 号平成 2 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課理事。

理事（上下水道課）（今泉 智明） 議案書 2 7 ページでございます。

議案第 6 1 号平成 2 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書 2 6 ページをお開きください。

第 1 条、平成 2 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

支出、第 1 款第 1 項営業費用、補正予定額 2 1 6 万 7 , 0 0 0 円は、原水及び浄水費の修繕費の補正でございます、第 2 項営業外費用、補正予定額、マイナス 1 5 万円は、借入債の額の確定による補正でございます。

以上、審議方よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 6 1 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 6 1 号平成 2 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第 2 0 . 報告第 3 号

議長（三角 良人） 日程第 2 0、報告第 3 号平成 2 3 年度須恵町健全化判断比率の報告につい

てを議題とします。

報告を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書の28ページをお開きください。

報告第3号平成23年度須恵町健全化判断比率の報告について。

平成23年度須恵町健全化判断比率について、財政健全化法第3条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。

29ページをお願いいたします。

平成23年度健全化判断比率、単位はパーセントでございます、実質赤字比率一般会計の実質赤字比率は、赤字額がないためありません。

連結実質赤字比率、一般会計から各特別会計、水道事業会計まで含めたところの連結実質赤字比率も、赤字額がないためありません。

実質公債費比率11.5%、将来負担比率43.2%、ちなみに平成22年度は、実質公債費比率は12.5%、将来負担比率は58.7%でございました。

以上のとおり御報告いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

---

#### 日程第21．報告第4号

議長（三角 良人） 日程第21、報告第4号平成23年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。今泉上下水道課理事。

理事（上下水道課）（今泉 智明） 議案書30ページでございます。

報告第4号平成23年度須恵町公営企業の資金不足比率について。

平成23年度須恵町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告いたします。

31ページをお願いいたします。

1、平成23年度公営企業の資金不足比率、特別会計の水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水特別会計の3会計は、資金不足比率には該当いたしませんので、報告いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第 2 2 . 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について

議長（三角 良人） 日程第 2 2、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。3 番、松山力弥議員。

議員（3 番 松山 力弥） 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）について、会議規則第 1 3 条の規定により、荒木議員を賛成議員として提出します。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減が、我が国のみならず、地球規模の重要な課題となっており、森林の持つ地球環境保護など森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

地球温暖化防止をより確実なものにするためには、森林の整備保全等の森林吸収源対策や、豊富な自然環境が生み出す再生化のエネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的総合的に実施することが不可欠です、しかし後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に、取り組むための恒久的安定的な財源が大幅に不足していることから、国に対して地球温暖化対策のための税の一定割合を、森林面積に応じて譲与する地方財源を確保充実する仕組みを、早急に構築することを強く要請するため、意見書を提出したいと思っておりますので、御審議方よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本意見書の取り扱いについて、各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出については、各委員会に付託し、その取り扱いの審査をお願いします。

---

議長（三角 良人） 以上で、本日に議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、9 月 1 1 日、午前 9 時に再開します。

本日はこれにて散会します。

午前 1 1 時 3 7 分散会

---